

狛江市福祉基本条例の改正(案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

1 パブリックコメントの実施概要

(1)実施期間

令和元年10月1日(火)から10月31日(木)まで

(2)公表方法

広報こまえ10月1日号、市公式ホームページ、福祉保健部地域福祉課窓口

(3)意見提出の方法

- ①地域福祉課への書面による提出
- ②郵送による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メールによる送信
- ⑤市ホームページ専用フォームによる送信

(4)対象者

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に存する学校に在学する者
- ③市内に事務所又は事業所を有する者
- ④市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

2 市民説明会の実施概要

	日時	場所
第1回	令和元年10月4日(金)午後7時から	防災センター4階402会議室
第2回	令和元年10月5日(土)午後2時から	市役所4階特別会議室

狛江市福祉基本条例の改正(案)

1 条例改正の必要性

(1)地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、社会福祉法が一部改正され、平成30年4月1日に施行された。

なお、地域共生社会とは、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

この改正の趣旨を踏まえた施策・事業を実施するに当たり、平成30年3月にあいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画を策定したが、地域共生社会の実現に向けた取組を着実に推進させるためには、特に包括的な支援体制の整備に向けた市の責務等をこの条例に明記することが重要である。

(2)また、本条例は、平成6年10月1日に施行されたが、その後の少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、ささえあいの基盤が弱まってきているとともに、複合的な課題への対応、社会的孤立や生活困窮の支援等、社会情勢の変化とともに新たな地域生活課題(「生活上の分野を問わない複雑な課題」をいう。以下同じ。)への対応も求められているため、このような状況を踏まえた規定事項の整理も必要である。

2 条例改正の内容

(1)前文

条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえるとともに、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備の方向性を示すため、前文を次のように改正

改正案	現行
わたしたち狛江市民は、 <u>全ての</u> 市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、 <u>生きがい</u> をもち、 <u>ささえあ</u> って、ともに生きる <u>地域共生社会</u> の実現を目指している。	わたしたち狛江市民は、 <u>すべての</u> 市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、 <u>生きがい</u> をもって、ともに生きる <u>豊かな福祉社会</u> の実現を目指している。
かつては、 <u>地域の相互扶助、家族同士の助け合い等のささえあいの機能が存在したが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、ささえあいの基盤が弱まってきているとともに、複合的な課題への対応、社会的孤立や生活困窮の支援等、社会情勢の変化とともに新たな地域</u>	<u>それは、わたしたち一人ひとりが自分自身の問題として受けとめるべき共通の課題であり、また願いでもある。</u> <u>こうした福祉社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協働して、福祉サービス</u> を必要とする人も必要としない人

<p>生活課題への対応も求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互にささえあうことを通じて、多様性を認めあい、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>ここにわたしたち狛江市民は、全ての市民の“<u>であい、ふれあい、ささえあい</u>”を大切にし、人がやさしい、人にやさしい「あいとびあ狛江」を合言葉に、ともに力をあわせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある福祉のまちづくりを進め、この愛する郷土に<u>地域共生社会</u>を実現することを決意し、この条例を定める。</p>	<p>も、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>そのため、市は、関与するすべての行政領域に福祉の視点を据えて、総合的な行政施策を推進するとともに、市民や事業者との連携、協働に係る条件整備を図る。</p> <p>市民は、<u>地域社会の一員としての自覚を深め、高齢者、障がい者、児童など、すべての市民の“であい、ふれあい、ささえあい”</u>を大切にする。</p> <p>事業者は、その事業活動が<u>地域社会と密接な関係にあることを自覚し、福祉活動に努め、地域社会に貢献する。</u></p> <p>ここにわたしたち狛江市民は、</p> <p>人がやさしい、人にやさしい「あいとびあ狛江」を合言葉に、ともに力をあわせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある福祉のまちづくりを進め、この愛する郷土に<u>豊かな福祉社会</u>を実現することを決意し、この条例を定める。</p>
---	---

(2)用語の意義(第2条)

ア 定義の追加

- ・地域共生社会： 全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会をいう。
- ・市民福祉： 全ての市民が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を図る市民のための福祉をいう。

イ 定義の移動

- ・車両等： 現行第 17 条第1項第5号 改正後第2条第5号
- ・都市施設： 現行第 17 条第1項柱書及び各号 改正後第2条第6号

(3)福祉計画(第5条)

ア 「福祉計画」を「福祉総合計画」に改正し、次の5つの事項を規定することとした。

①地域福祉の推進に関する事項

- ②高齢者福祉の推進に関する事項
- ③障がい者福祉の推進に関する事項
- ④児童福祉の推進に関する事項
- ⑤健康の増進の推進に関する事項

イ 地域福祉計画策定を義務化(社会福祉法の努力義務をより厳格化)

ウ 次の5つの事項を地域福祉計画に盛り込むべき事項として規定

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- ④地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- ⑤第 20 条第1項の規則で定める事業(包括的な支援体制の整備に関する事業)を実施する場合には、当該規則で定める事業に関する事項

この規定を加えたことに伴い、第5条第1項各号に掲げる事項と重複するため、当該各号に掲げる事項を削る。

エ 地域福祉計画の定期的な調査、分析及び評価実施の義務化並びに必要なに応じた計画変更の義務化(社会福祉法の努力義務をより厳格化)。

(4)家庭生活の維持向上(第 13 条)

家庭生活の中でドメスティック・バイオレンス、虐待等の防止も含む家庭生活の維持向上を市民の責務とする規定である。

- ①ドメスティック・バイオレンス、虐待等の防止 ⇒家庭のみならず、行政を含めた社会全体で取り組むべき課題
- ②それ以外の家庭生活の維持向上にかかる問題 ⇒日本国憲法第 24 条の規定の趣旨を踏まえると、市民の責務として規定することは不適切

家庭生活の維持向上(第 13 条)を削る。

(5)地域福祉の推進の章(第5章)の追加

ア 第1節 総則

(ア)地域福祉の推進(第 16 条)

社会福祉法第4条の規定を条例化するに当たり、「地域生活課題」の定義を整理

(イ)福祉サービス提供の原則(第 17 条)

社会福祉法第5条の規定を条例化

(ウ)福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務(第 18 条)

社会福祉法第6条の規定を条例化

イ 第2節 包括的な支援体制の整備

(ア)住民に身近な圏域にある相談支援事業者の責務(第19条)

社会福祉法第106条の2の規定を条例化するに当たり、条文の見出しを整理するとともに、責務が課せられる対象事業を規則に委任

(イ)包括的な支援体制の整備(第20条)

社会福祉法第106条の3の規定を条例化するに当たり、整備対象となる事業を規則に委任するとともに、第2項として、次に掲げる市独自の規定を追加

2 市は、包括的な支援体制を整備するに当たり、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施するものとする。

(6)市民福祉推進委員会の所掌事項(第32条)

改正後第32条第2項に掲げる市民福祉推進委員会の所掌事項を次のとおり整理

第1号	<u>現行</u>	福祉のまちづくりに関 わる基本的な事項 に関すること。	<u>改正後</u>	地域共生社会の実現の推進に 関わる基本的な事項に関する こと。
第2号	<u>現行</u>	第5条に規定する福 祉計画の策定及び 改定に関すること。	<u>改正後</u>	第5条に規定する福祉総合計 画の策定及び改定に関するこ と(同条第2項第4号及び第5 号に掲げる事項を除く。)
第3号	<u>現行</u>	次条に規定する評 価に関すること。	<u>改正後</u>	第5条第6項に規定する調査、 分析及び評価に関すること。

なお、第32条第2項の改正後の「同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項」とは、「児童福祉の推進に関する事項及び健康の増進の推進に関する事項」をいうが、これらの事項に関する計画の策定は、それぞれ、子ども・子育て会議及び健康づくり推進協議会で行っているため、市民福祉推進委員会の所掌事項から除外している。

(7)施策の評価(改正前第27条)

第5条第5項の規定の追加に伴い、規定を削る。

(8)他の条例の粕江市福祉基本条例の引用箇所の改正

ア 粕江市介護保険条例(平成12年条例第25号)第2条第1項

イ 粕江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例(平成28年条例第24

号)第3条第1項

(9)その他文言等の整理(第1条・第6条・第12条・第29条)

第1条	<u>現行</u>	事業者(社会福祉協議会等の民間福祉団体、 <u>町内会等の地域組織及びその他の団体</u> を含む。以下同じ。)	<u>改正後</u>	事業者(社会福祉協議会等の民間福祉団体及び <u>町会・自治会等地縁による団体</u> を含む。以下同じ。)
第6条 第3号	<u>現行</u>	福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する取組みであって、 <u>福祉のまちづくりを推進するための先駆的な取組み</u> として市長が認めるもの	<u>改正後</u>	福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する取組であって、先駆的な取組として市長が認めるもの
第12条	<u>現行</u>	<u>第5条各号の福祉サービス等</u>	<u>改正後</u>	福祉サービス
第29条 第1項	<u>現行</u>	<u>第19条に規定する事前協議及び届出を行わず、同条に規定する施設の工事に着手した者</u>	<u>改正後</u>	<u>第25条に規定する事前協議又は届出を行わず施設の工事に着手した者</u>
第2項	<u>現行</u>	その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。	<u>改正後</u>	その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第3項	<u>現行</u>	その者の名称又は氏名、 <u>その旨及びその内容を公表</u> することができる。	<u>改正後</u>	その者の名称又は氏名とともに <u>第25条に規定する事前協議又は届出を行わず施設の工事に着手した者</u> にあつては <u>その旨を、同条に規定する事前協議及び届出と異なる工事を行った者</u> にあつては <u>当該工事の内容を公表</u> することができる。

3 条例改正の検討経過

- | | | |
|-----|-------------------|--|
| (1) | 平成 30 年8月 28 日 | 狛江市市民福祉推進委員会に「狛江市福祉基本条例の一部改正について」を諮問 |
| (2) | 平成 30 年8月 28 日 | 平成 30 年度第2回 |
| | 平成 30 年 11 月 27 日 | 平成 30 年度第3回 |
| | 平成 31 年2月 19 日 | 平成 30 年度第4回 |
| | 令和元年6月3日 | 平成 31 年度第1回 |
| | 令和元年9月5日 | 平成 31 年度第2回市民福祉推進委員会において「狛江市福祉基本条例の一部改正について」審議 |
| (3) | 令和元年9月5日 | 市長に「狛江市福祉基本条例の一部改正について」を答申 |

4 条例改正のスケジュール

- | | | |
|-----|--------------------------------|-------------|
| (1) | 令和元年 10 月1日～
令和元年 10 月 31 日 | パブリックコメント |
| (2) | 令和元年 10 月4日
令和元年 10 月5日 | 市民説明会 |
| (3) | 令和2年4月1日 | 条例公布、条例周知期間 |
| (4) | 令和2年7月1日 | 条例施行 |

狛江市福祉基本条例（案）

年 月 日
条例第 号

狛江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市の責務（第5条—第11条）

第3章 市民の権利と責務（第12条・第13条）

第4章 事業者の責務（第14条・第15条）

第5章 地域福祉の推進

第1節 総則（第16条—第18条）

第2節 包括的な支援体制の整備（第19条・第20条）

第6章 公共的建築物等への配慮（第21条—第31条）

第7章 推進体制（第32条）

第8章 雑則（第33条）

付則

わたしたち狛江市民は、全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいを持ち、ささえあって、ともに生きる地域共生社会の実現を目指している。

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等のささえあいの機能が存在したが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、ささえあいの基盤が弱まってきているとともに、複合的な課題への対応、社会的孤立や生活困窮の支援等、社会情勢の変化とともに新たな地域生活課題への対応も求められている。

このような状況を踏まえ、市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互にささえあうことを通じて、多様性を認めあい、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。

ここにわたしたち狛江市民は、全ての市民の“であい、ふれあい、ささえあい”を大切にし、人がやさしい、人にやさしい「あいとびあ狛江」を合言葉に、ともに力をあわせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある福祉のまちづくりを進め、この愛する郷土に地域共生社会を実現することを決意し、この条例を定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき、市、市民及び事業者（社会福祉協議会等の民間福祉団体及び町会・自治会等）

縁による団体を含む。以下同じ。)それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となる事項を定め、総合的な福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉サービス 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第3条に規定する基本的理念に基づき提供される支援をいう。
- (2) 福祉のまちづくり 福祉サービスを必要とする人を含めた全ての市民が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるような環境整備、地域におけるささえあいを推進することをいう。
- (3) 地域共生社会 全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会をいう。
- (4) 市民福祉 全ての市民が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を図る市民のための福祉をいう。
- (5) 車両等 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。
- (6) 都市施設 次に掲げる公共的建築物等をいう。
 - ア 公共的建築物及びこれに付帯するもの
 - イ 公共交通機関及びこれに付帯するもの
 - ウ 道路及びこれに付帯するもの
 - エ 公園、緑地、児童遊園その他これらに類するもの及びこれらに付帯するもの
 - オ 車両等の駐車場を構成する施設及びこれに付帯するもの
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(市民福祉の基本理念)

第3条 全て市民は、生涯にわたり人間性が尊重され、住みなれた地域で、自立して主体的かつ个性的に生活することを等しく保障されなければならない。

2 市、市民及び事業者は、それぞれの役割と責務を連携、協働して果たし、地域共生社会の実現に努めなければならない。

(情報の提供及び共有)

第4条 市、市民及び事業者は、それぞれ必要な情報を提供し、情報の共有に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要な啓発活動、助言及び指導を行うものとする。

3 前項に規定する啓発活動及び情報の提供に当たっては、福祉サービスを必要とする人の特性に応じた取組を行うよう努めなければならない。

4 市は、支援を必要とする人が情報を円滑に利用し、意思表示ができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市は、市民及び事業者が行う先進的な取組が福祉のまちづくりに資すると認

められるときは、広く情報共有を図り、その成果の普及に努めなければならない。

第2章 市の責務

(計画の策定)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域福祉の推進に関する事項
- (2) 高齢者福祉の推進に関する事項
- (3) 障がい者福祉の推進に関する事項
- (4) 児童福祉の推進に関する事項
- (5) 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第1号に掲げる事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- (4) 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- (5) 第20条第1項の規則で定める事業を実施する場合には、当該規則で定める事業に関する事項

4 市は、福祉総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。

5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。

6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第32条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

(支援)

第6条 市は、市民及び事業者による福祉のまちづくりに関する自発的な活動を推進するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 民間施設の福祉環境整備のための資金援助及び貸付
- (2) 施設所有者等が都市施設を福祉環境整備基準に適合させるために行う措置等として市長が認めるもの

(3) 福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する取組であって、先駆的な取組として市長が認めるもの

(市の施設の先導的整備)

第7条 市は、自ら設置し、又は管理する施設等について、全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう率先してその整備に努めなければならない。

(移動手段の確保)

第8条 市は、全ての市民の安全かつ円滑な移動手段を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要があると認めるときは、公共交通機関に対し、その車両等の構造上及び運行上の配慮を要請するものとする。

(災害時における配慮)

第9条 市は、災害時において福祉サービスを必要とする人に配慮した情報の提供及び避難のために必要な施策の推進に努めなければならない。

(国及び都に対する要請)

第10条 市は、市民生活の実情に基づき、社会保障、雇用、住宅その他主として国又は東京都の権能に係る制度又は施策について、必要に応じその改善又は創設を要請するものとする。

(近隣市区との調整)

第11条 市は、福祉施策を推進するに当たり、必要に応じ近隣市区との協力、調整を図る等、常に最少の費用で最大の効果をあげるよう努めなければならない。

第3章 市民の権利と責務

(権利と責務)

第12条 全ての市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 全ての市民は、福祉サービスを法令、条例、規則等の定めるところにより等しく受ける権利を有し、それに伴う負担を能力に応じ分任しなければならない。

(福祉活動等の参加)

第13条 全ての市民は、ともに助けささえあい、連携を強め、地域における福祉活動等に参加するとともに、そのために必要な知識及び技術等の習得に努めなければならない。

第4章 事業者の責務

(責務)

第14条 事業者は、自ら進んで地域における福祉活動等を行い、市及び市民と連携し、福祉のまちづくりの推進に貢献するよう努めなければならない。

(就業機会の確保)

第15条 事業者は、年齢、性別、心身の状態、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めなければならない。

第5章 地域福祉の推進

第1節 総則

(地域福祉の推進)

第16条 市民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする市民が地域社会を

構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉（「地域における社会福祉」をいう。以下同じ。）の推進に努めなければならない。

2 市民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする市民及びその世帯が抱える次に掲げる課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう努めるものとする。

(1) 福祉に関する課題

(2) 介護に関する課題

(3) 介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）に関する課題

(4) 保健医療に関する課題

(5) 住まいに関する課題

(6) 就労に関する課題

(7) 教育に関する課題

(8) 防災・防犯に関する課題

(9) 福祉サービスを必要とする市民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

（福祉サービス提供の原則）

第17条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の市民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務）

第18条 市は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 市は、市民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 包括的な支援体制の整備

（住民に身近な圏域にある相談支援事業者の責務）

第19条 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、規則で定める事業を行うもの（市の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える市民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよ

う努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第20条 市は、規則で定める事業の実施その他の各般の措置を通じ、市民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、包括的な支援体制を整備するに当たり、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施するものとする。

第6章 公共的建築物等への配慮

(公共的建築物等を整備する者等の責務)

第21条 市内に都市施設を整備しようとする者は、高齢者等を含む全ての市民が、当該施設を安全で、安心して、かつ快適に利用できるよう必要な措置（以下「都市施設の福祉環境整備」という。）を講じなければならない。

2 現に前項に規定する都市施設を設置し、又は管理している者は、同項の趣旨を尊重し、都市施設の福祉環境整備に努めなければならない。

(福祉環境整備基準への適合努力義務)

第22条 都市施設の福祉環境整備は、次に掲げる事項について、規則で定める基準（以下「福祉環境整備基準」という。）に適合させるよう努めなければならない。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項

(遵守基準への適合義務)

第23条 都市施設であって、規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、福祉環境整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（次条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

(既存特定都市施設の状況の把握等)

第24条 平成22年4月1日現在現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施

設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、既存特定都市施設を福祉環境整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

- 2 市長は、既存特定都市施設所有者等に対し、前項に規定する措置の状況について、報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する措置の的確な実施を確保するために特に必要があると認めるときは、既存特定都市施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(事前協議及び届出)

第25条 特定整備主は、あらかじめ、その計画について市長に協議し、第22条各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に届け出なければならない。ただし、法令等により福祉環境整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第26条 市長は、前条に規定する事前協議及び届出があった場合において、当該協議及び届出に係る施設が福祉環境整備基準に適合しないと認めたときは、特定整備主に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第27条 第25条に規定する事前協議及び届出をした者は、当該協議及び届出に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(検査及び適合証の交付等)

第28条 市長は、前条に規定する届出のあった施設が、福祉環境整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市長の指定する職員に、工事が完了する前に中間検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により検査又は中間検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する検査をした場合において、都市施設が福祉環境整備基準に適合していると認めたときは、適合証を交付するとともに、市民に公表するものとする。

(勧告・命令及び公表)

第29条 市長は、第25条に規定する事前協議又は届出を行わず施設の工事に着手した者又は同条に規定する事前協議及び届出と異なる工事を行った者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 市長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置

をとることを命ずることができる。

- 3 市長は、前項に規定する命令を受けた者が、正当な理由がなく命令に従わないときは、その者の名称又は氏名とともに第25条に規定する事前協議又は届出を行わず施設の工事に着手した者にあつてはその旨を、同条に規定する事前協議及び届出と異なる工事を行った者にあつては当該工事の内容を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えた上、第32条に規定する市民福祉推進委員会の意見を聴かなければならない。

(市長の福祉環境整備の責務)

第30条 市長は、施設の福祉環境整備が円滑に図られるよう、次の各号に掲げる事項の推進に努めなければならない。

- (1) 都市施設の福祉環境整備についての広報、相談及び指導
- (2) 適合施設の認定とその周知
- (3) 行政組織、職員等推進体制の整備
- (4) その他必要な事項

(市民及び施設の設置者又は管理者の協力)

第31条 市民及び施設の設置者又は管理者は、この条例の趣旨を尊重し、全ての市民が円滑に施設を利用できるよう、必要な協力をしなければならない。

第7章 推進体制

(市民福祉推進委員会)

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。
 - (1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。
 - (2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関すること（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。
 - (3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。
 - (4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(狛江市介護保険条例の一部改正)

- 2 狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「狛江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）」を「狛江市福祉基本条例（令和元年条例第 号）」に改める。

(狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部改正)

- 3 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「狛江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）」を「狛江市福祉基本条例（令和元年条例第 号）」に改める。